

「感染疾患届」提出について

令和4年2月3日
枚方少年野球連盟
事務局

はじめに

当連盟内では、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザウイルス感染症等、社会的に防疫が必要な疾病に各団関係者が罹患した場合、速やかに「感染疾患届」を事務局長へ提出することとします。

標記の件、以下のとおり対応をお願いします。

1) 情報収集及び通達

- ① 各団関係者（選手・指導者）が発症した場合は直ちに「感染疾患届」に記入し、事務局長へ報告する
- ② 学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖等についても①と同様に「感染疾患届」に記入し、開始及び解除について事務局長へ報告する

2) 「感染疾患届」を事務局長へ届出し、かつ受理された場合、公式試合の中止・延期等の措置を行う。未提出の場合、没収試合となりますのでご注意ください。

3) 届出が必要な事由

- ① 団内関係者（選手・指導者）に感染者が出た場合
- ② 選手が在籍する学校で学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖となった場合
- ③ 枚方市教育委員会が市内小学校の学校閉鎖を決定した場合
- ④ その他当連盟が判断した場合

4) 活動自粛

上記3)①～④の事由に該当した団は、解除まで練習・団行事等の活動は自粛すること。

以上